平成18年2月10日発行（毎月10日発行）
昭和43年4月11日第三種郵便物認可

天地人

Utsunomiya
Chamber News
Ten-Chi-Jin

NO.509
February
2006

宇都宮商工会議所会報

◎巻頭特集

「施行直前！新会社法」

創業・起業編

Contents

8 **商工会議所かわら版**
13 **商工会議所共済制度**
14 **メンバーズパーク**
新会員紹介／商い川柳
15 **今月の匠** 第2回 中川善一郎さん
（株式会社中川染工場）
16 **ビジネススケジュール**
宇都宮歳時記／一枚の絵葉書から
18 **インフォメーション**
わたしの一冊／クロスワードパズル

今月号の折込
○e～べぇねっと宇都宮　○中小企業啓発・普及セミナー
○新入社員講習会　○初級簿記講座　○環境衛生部会セミナー
○在職老年齢年金セミナー　○天地人広告掲載企業募集

これだけ知っていれば大丈夫
新会社法で、会社設立はこんなに容易になる！

◎特集「施行直前！ 新会社法」
創業・起業編

いよいよ間近に迫って来た、新会社法の施行。
これから会社を興すベンチャー予備軍はもちろん、
企業経営者の多くにとって、新しい会社法の内容は他人事ではありません。
何が変わるのか、どんなメリットがあるのか——
「天地人」編集部では、（有）情報ビジネスコンサルティング代表取締役で、
中小企業診断士でもある
矢口季男先生にお手伝いいただいて、
本当に大切なポイントだけをピックアップ。
皆様のお役に立てるよう、分かりやすくまとめてみました。
今回は創業者向けの「創業・起業編」です。

新会社法・ここが変わった！

新しい会社法が今までと違う点はたくさんあります。細かく見ていくと、とてもとても「天地人」1年分のページ数があっても足りません。そこでアドバイザーの矢口先生に、これだけは知っておきたいポイントを教えていただきました。

矢口アドバイス　その1

とりあえず、次の3点は頭に入れておいてください。

変更点1：有限会社の廃止

会社法が施行されると、それ以後は新規の有限会社の設立ができなくなります。もちろん、現在ある有限会社は消滅しませんので、ご安心を。

変更点2：資本金は1円から

現在も「1円起業」として、資本金1円からの株式会社（有限会社も同様）設立が認められています。現行制度との違いは「将来、資本金を増やす必要がない」ということ。現行の1円起業はあくまで特例措置で、設立後5年以内に資本金を1000万円（有限会社は300万円）以上に増資するか、もしくは組織変更を行うかを決

「お金は、どうなの？　手続きにかかる費用は同じなの？」

もちろん費用の面でも、大きく変わります。ちなみに、株式会社を設立するためには、今まではどれくらい費用がかかったのでしょうか。

①資本金　1000万円以上
②印紙税　4万円
③定款の認証費用　5万円
④銀行の保管証明書発行手続費用
　約2万5000円
⑤登録免許税　15万円
　（資本金1000万円の場合）
合計　約1027万円

これに対して新会社法では、

①資本金　1円
②印紙税　4万円
③定款の認証費用　5万円
④銀行の保管証明書発行手続費用
　不要
⑤登録免許税　15万円
　（資本金1円の場合）
合計　約24万円

図1　会社設立の主な流れ：現行法と新法を比較すると…

新旧比較！こんなに違う「創業までの手続き」

図1をみていただければ一目瞭然、ここまで簡素化されるのです。

そこで当然、こんな疑問が生じると思います。

「最低資本金」という概念自体がありませんから、ずっと1円のままでもいいことになります。

変更点3：取締役は1人でも可

これまで、株式会社には3人以上の取締役が必要でした。また監査役も必ず設置しなくてはなりませんでした。これが新会社法では、条件付ではありますが、取締役1人・監査役任意設置で可能となります。

新会社法では、新たに「株式譲渡制限会社」という概念が導入されます。これは、現行の株式会社と有限会社の良いところを合体させたようなもので、多くの有限会社がこの形式に移行するものと予想されています。

では株式譲渡制限会社とは何でしょうか。簡単に言えば、定款で「すべての株式の譲渡には会社の承認を必要とする」と定めている株式会社です。

事実上、株式売買が自由にできないよう規制する代わりに、新法では取締役会や監査役の設置を任意とし、運営を簡素化できるようにしています。これは現在の有限会社のシステムに近いことは、経営者であればピンと来るでしょう。株式会社のメリットを犠牲とすることで、その分会社運営を簡素化することができる「株式譲渡制限会社」は、有限会社感覚で株式会社を経営することが可能な、新しい組織形態なのです。

取締役1人・監査役任意でOKなのは、この「株式譲渡制限会社」の場合です。それ以外では、今までどおり取締役3人以上・監査役設置が必須ですので、注意してください。

これらの3点を、もう一度見てください。変更点1は別として、2と3は、会社運営を簡素化し、起業しやすくしているように思えませんか？

実は、今回の新会社法の狙いの中で「起業を促す」ことが、大きな目的なのです。やる気のある人が起業しやすい環境を作り、日本経済全体の活性化に寄与することが、新会社法に課せられた役割の一つと言っていいでしょう。

では、具体的にどんなふうに起業しやすくなるのかを、見ていきましょう。

もちろん資本金分が少なくて済むのは当然ですが、その他に資本金をきちんと用意している証でもある「保管証明書」の発行費用分が少なくて済みます。

注意しなくてはいけないのは、**大幅に簡素化されるのは、「株式譲渡制限会社」だということ。**そうでない株式会社の場合には、現行法とほぼ同じ手続きが必要となります。ただ、多くの起業志望者にとって、最初のステップは株式譲渡制限会社でしょうから、事実上は「会社設立がラクになる！」と言えるわけです。

②の「類似商号の調査」は、会社設立をしたことがない人には、ぴんとこないかも知れません。

現行法では、同じ市町村内に、同じ業種で同じ名前（間違えやすい類似名も含みます）の会社がある場合、同名の会社を作ることができないことになっています。ですから会社設立をする場合、前もって同じ名前の会社が無いか、調べておく必要がありました。

この作業には案外手間や時間がかかっていたのですが、新しい会社法では、この制限がなくなります。同じ業種で同じ名前が可能になったのです。

もちろん、無制限に許可されるわけではありません。たとえば有名大会社と同じ名前は使えません。同一住所・同一商号の登記も禁止されます。

矢口アドバイス　その2

「最低資本金制度が撤廃されたからといって、本当に1円で起業してしまっていいのかどうか」という質問をいただくことがあります。まあ、理屈の上では可能なのですが、さすがに「大丈夫ですよ」とはお答えしていません。

では、資本金をいくらくらい準備するのが現実的なのでしょうか。

どんな事業でも、スタート時点でお金がかかります。お店を開くのであれば場所を借りたり、什器を購入したり、商品を仕入れたりといった資金が考えられます。

こういった設備資金や運転資金は、程度の差こそあれ、すべての事業で不可欠です。そこで**資本金の額ですが、こういった当初必要資金額の約半分というのが、現実的な額**と言っていいと思います。

なぜ半分か？　実は、さまざまな制度融資を見ると、その多くが融資限度額を「自己資金と同額」に設定しているからです。言葉を変えれば、事業を興すには当初必要資金の半分は自力で集めることのできる器量が求められる、ということでしょう。

もちろん、業種業態によって事情は変わりますので、あくまで目安なのですが、目安として覚えておいてください。

ところで、新規起業といっても、多くの方は現在個人事業として行っている事業を法人化するということだと思います。その場合には、現物を資本金として出資することが可能です。新法では現物出資が5００万円以下の場合、検査役の調査が不要になりますので、この点でも会社設立は楽になると言っていいでしょうね。

会社の組織はどう変わる？

矢口アドバイスその1にも出てきましたが、新会社法が施行されると、会社組織や運営が、現在とは大きく変わる可能性が出てきます。その変化は、特に「株式譲渡制限会社」で大きいようです。

そこで、何がどう変わるのかを、図2を見ながら簡単にご説明します。

株主総会が不可欠なのは当然として、②の取締役や③取締役会で、大きな違いがあります。つまり**「取締役1人、取締役会なし」の株式会社が誕生できる**わけです。

必ず設置する株主総会も、内容は大きく変わる可能性があります。会社の組織や運営、管理など、取締役会があればそこで決定するような事項が、株主総会での決議事項に入るのです。ただし召集通知などの運営面では簡素化されますので、トータルに見ると従来よりもやりやすくなると考えていいでしょう。

さらに、取締役の任期を定款で10年まで伸ばすことができます。従来は2年でしたから、これは大きな変化です。登記にかかるコストも馬鹿にはならないわけで、それらを軽減するために、新会社法では（株式譲渡制限会社の場合）任期を10年まで設定できるようになったのです。

矢口アドバイス　その3

このように、会社運営はかなり簡素化されます。既存の株式会社の経営者や総務畑の方ならおわかりでしょうが、これによって、社内の組織の大幅なスリム化や、意思決定プロセスの簡素化が実現できます。時代の変化にすばやく対応できる経営環境・運営体制を実現することが可能になるのです。

起業のケースだけでなく、現在会社経営を行っている企業にとっても大きな影響が考えられる変更点ではないでしょうか。極端な話、現在の株式会社が減資を実行して株式譲渡制限会社となり、組織をスリム化して経営環境を革新する――ということも、原理的には可能なのです。

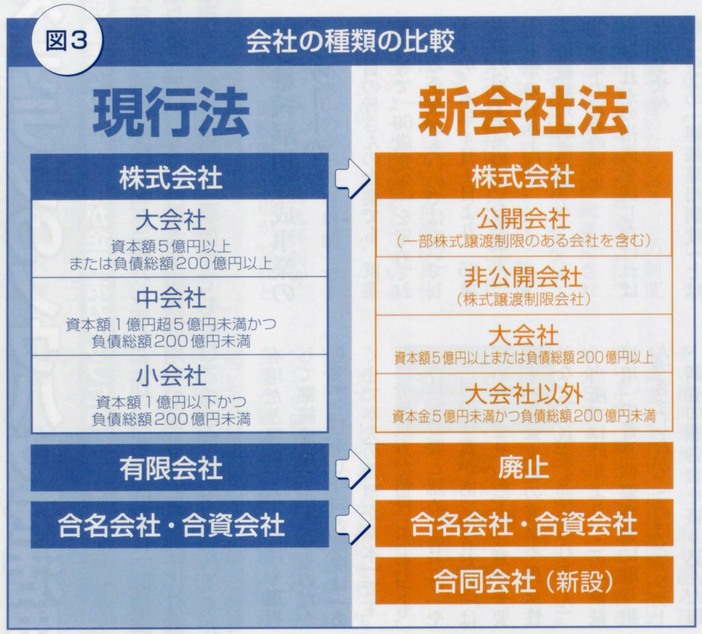

株式会社以外の選択肢は？

ここまで見てきたように、株式会社の設立は、大幅に容易になったわけですが、ではその他の会社形態はどうなるのでしょうか。

図3に、現行法と新法での会社の種類についてまとめてあります。一見して分かるのは**「有限会社の消滅」と「合同会社の新設」**です。

有限会社という会社の形態は、新しい会社法の下ではなくなってしまいます。といっても、現在ある有限会社が無くなってしまうわけではないので、安心してください。現状の有限会社はそのまま存続してもよく、また株式会社に組織変更することも可能です。

もう一つ、見慣れない言葉がありますね。今回の新会社法で新しく誕生する「合同会社」です。

合同会社（日本版LLC）は、これまで日本には無かった形態の会社組織で、LLP（有限責任事業組合）とともに「ベンチャーやジョイントベンチャーの受け皿」として期待されているものです。有限責任社員のみで構成され、会社法に抵触しない限り何でも定款に定めることができます。株式会社と違って、利益や権限の配分が出資金額の比率に拘束されません。

つまり、社員全員が有限責任の出資者であり、特に役員を置かず、各社員が会社の業務執行にあたるわけです。志を同じくする数人で立ち上げるベンチャーや、企業が共同で立ち上げるジョイントベンチャーに適しているというのは、こういった部分を指しているのでしょう。

起業するなら株式会社、とすぐに決め付けるのではなく、その他の選択肢にも目配りをし、検討してみるのを忘れないでください。

矢口アドバイス　その4

合同会社や有限責任事業組合（LLP）は、どちらもアメリカから“輸入”された概念です。

LLPは会社組織ではなく、事業組合の形態です。こちらは昨年8月からすでに導入され、栃木県内でも先日第1号が誕生しました。実は私と仲間で作った「とちぎ経営コンサルタントサービス有限責任事業組合」（TMCS LLP）が、それです。中小企業診断士9人で立ち上げたLLPで、診断士の養成講座の運営などを目的としています。

LLPのメリットとしては、①法人格ではないので税金対象にならない（所得は構成各個人になる）②出資比率に関係なく分配金額を決定できる（働いた人が多く分配を受けることが可能）③構成員に個人・法人の区別が無い（有志のジョイントがやりやすい）、などが挙げられます。適しているのはゴールのはっきりしている「プロジェクトの遂行」などでしょう。目的を達成したら、解散するような事業を行うのに、LLPは適しています。会社組織ではありませんが、起業の際に検討に値するものの一つではないでしょうか。

新会社法特集の第1回、いかがでしたか？　これから起業しようとする方の一助となれば幸いです。

次号では第2回として、既存企業にとっての新会社法を解説いたします。お楽しみに！

（参考資料：『よくわかる中小企業のための新会社法 33問33答』中小企業庁財務課／『忙しい中小企業経営者のためのはやわかり新・会社法』東京商工会議所）

矢口 季男（やぐち としお）
中小企業診断士、
（有）情報ビジネスコンサルティング 代表取締役

昭和22年 宇都宮市生まれ。昭和45年名城大学理工学部卒業。同年共立精機（株）入社。昭和48年退社後、スーパーやコンビニエンス等の設立に参加。平成2年に（有）情報ビジネスコンサルティング設立、現在に至る。
（社）中小企業診断士協会栃木県支部長。

河内郡上三川町上神主443-3
☎0285-52-1808

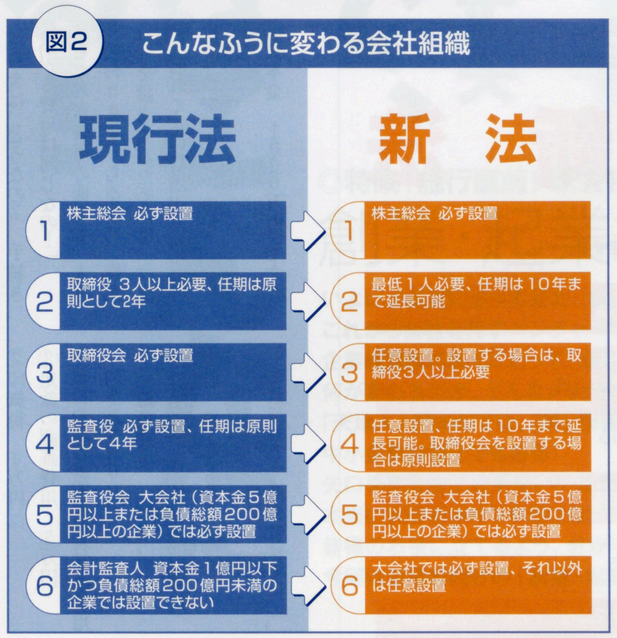

ベテランのノウハウを活用！

65歳までの継続雇用が企業活力アップにつながります。

昨年6月号の本誌でもご紹介しましたが、当所では現在「65歳継続雇用達成事業」に取り組んでいます。高齢者の継続雇用を促進し、少子高齢化社会にベテランの腕を活用するため、皆様の事業所でもぜひこの事業に取り組んでください。

65歳継続雇用達成事業のアンケートから

会員の皆さんの企業でも、就業規則等で「60歳定年」を定めておられる企業が多いのではないでしょうか。本年4月1日より、65歳未満の定年を定めている事業主は、

①定年の引き上げ
②継続雇用制度の導入
③定年の定めの廃止

のいずれかの措置を講じなければなりません。

この②の「継続雇用制度」とは**現に雇用している高年齢者が希望しているときは、当該高齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度**です。平たく言えば、定年を迎えた従業員で、本人が「まだ働きたい」と希望する場合には、続けて働くことができる制度ということです。

この「本人が希望する」というところが、実は重要なポイントです。後でご紹介するように、事業主側はともすれば、企業にとって有用だと判断した人だけを選択して継続雇用しがちなものだからです。しかし今回の制度は「あくまで本人の希望が基本」です。仮に労使双方が納得したとしても、「会社が必要と認めた者だけ」や「上司の推薦があった者だけ」は認められませんので、注意が必要です（年金支給の有無や男女性差などでの格差も認められません）。

当所では昨年より、この「継続雇用」の普及啓蒙事業に取り組んできましたが、このほどアンケート調査の報告書を盛り込んだ冊子『65歳継続雇用達成方針』ができあがりましたので、その内容をご紹介いたします。

65歳継続雇用達成のための調査
対象 1318企業（従業員10人以上）
調査期間 H17年6月～7月
回答 280企業

まず定年制についてですが、ほとんどの企業（260社）が就業規則等で導入しています。うち約9割は一律定年制です。

定年年齢の主流は60歳で、一律定年制導入企業の約9割に達しています（図1）。

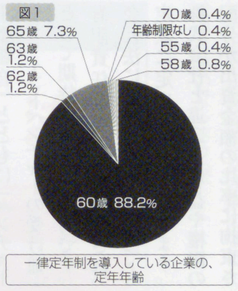

図1 一律定年制を導入している企業の、定年年齢

継続雇用制度については、すでに定めている企業は136社で、**約5割が継続雇用制度を規則化している**と回答しています。ところが、その内容を詳しく聞いてみると「希望者全員を対象に雇用」が46社（33.8%）なのに対し、「会社が認める者を対象に雇用」は86社（63.2%）となっています（図2）。

また「規則等で定めてはいない（明文化していない）けれども、運用で対応している」企業も90社ありました。しかしこちらも「希望者全員」が28社（31.1%）なのに対して「会社が認める者」限定が58社（64.4%）と、決定権を企業側が持っているケースが多くなっています。

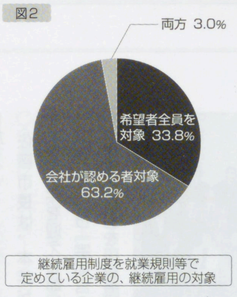

図2 継続雇用制度を就業規則等で定めている企業の、継続雇用の対象

冒頭で書いたとおり、この制度は雇用"される"側が希望すれば、原則として全員が継続雇用される制度でなければなりませんので、86社＋58社＝144社は、**制度を変える必要があるということ**になります。

では、導入している企業は具体的にどのような形態をとっているのでしょうか。

最も多いのが「再雇用制」で144社。続いて「勤務延長制度」が39社、両制度の併用が33社となっています（図3）。

再雇用制度の場合は、勤務延長制度と比較すると退職金の額が少なくて済むことがメリットに挙げられます。

このように、**継続雇用制度については多くの企業が認識し、また取り組んでもいる**のですが、運用の段階で修正が必要なケースもあるようです。

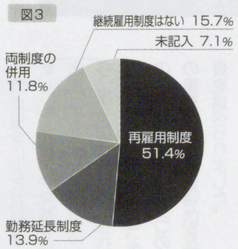

図3 継続雇用制度の形態について

65歳雇用制度導入の取り組み現況調査
対象 139企業
調査期間 H17年10月～11月
回答 85企業

当所では以上の調査を受けて継続雇用推進を図って来ましたが、その後昨年後半に「取り組み現況調査」を行い、現状把握に努めています。続いてこちらの内容を紹介します。

まず、どのような対応を行っているか（または予定しているか）についての回答ですが、9割以上の企業が継続雇用制度の導入を決定、または予定しています。その内容は再雇用制度が約87%です。

適用対象者は「原則として希望者全員」が43.37%なのに対し、「貴社（アンケート対象企業）が定める基準に適合する者」は56.63%と、まだまだ問題が残っている企業も少なくありません。

勤務延長後および再雇用後の身分については「嘱託・臨時」との回答が約59%と最も多くなっています（図4）。

図4 勤務延長後および再雇用後の身分について

賃金については減額となる企業が多いようです（25%未満約17%、25～30%約14%、30%以上約21%、減額割合未定約20%）。

このように継続雇用制度には、企業にとって義務ではありながらも**「即戦力を比較的低コストで雇用できる」という大きなメリットもある**ことが分かります。

さて、当所ではこの事業で研修会を実施し会員企業への啓蒙を図ると共に、個別指導についても積極的に行って来ました。

個別指導を行っている（社）栃木県雇用開発協会の高年齢雇用アドバイザー・青木捷平さんは「改正法の趣旨をきちんと説明し、達成事業推進への正しいご理解をいただくことが重要」と言います。

企業側が基準を設けがちになる点については「親会社がそうなっているケースや経営環境、従業員の能力や健康などのばらつきが大きいなど『経営者や担当者は分かっているのだが、難しい』ことが多いようです」とのこと。

青木さんや、事務局、推進員などスタッフの努力で、個別相談実施企業はすでに約30社。うち半数が継続雇用制度を導入（または導入決定）しています。

「企業担当者の理解やプラス思考による積極的な取り組みが、制度化促進につながっていると感じています。また、会議所事務局が積極的なので、私どもアドバイザーも実にやりやすく、手ごたえを感じていますよ」（青木さん）

アドバイザー・青木捷平さん

当所では、来年度も事業を継続します。研修会や個別指導はすべて無料ですので、お気軽にお問合せください。また制度に関する平成18年版の冊子をお分けいたしますので、ご希望の方は窓口でお申し出ください。

問合せ 当所産業環境課 ☎637-3131

企業間の出向・移籍のお手伝いを無料で行っている公益法人です。お気軽にご相談ください。

出向・移籍で築く
人と企業の安心ネット

■雇用再生集中支援システム

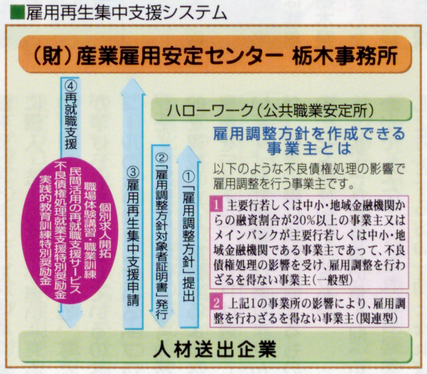

■雇用再生集中支援事業
不良債権処理の影響により離職を余儀なくされる方を支援します。

■SANKOセミナー事業
再就職・キャリアデザイン・人事労務管理のセミナーを開催しています。

■出向・移籍支援事業
人材移動に関するさまざまな情報・サービスを提供しています。

財団法人 産業雇用安定センター 栃木事務所
〒320-0033 宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル8F
TEL 028-623-6181/FAX 028-650-4143
http://www.sangyokoyo.or.jp/
E-mail tochigi2@sangyokoyo.or.jp

－ブロードバンド時代をリードする－
FUJITSU パートナー 株式会社ケイエムシー
KEMUCO
代表取締役会長 花咲 実 代表取締役社長 鈴木 惇
宇都宮市峰1丁目15番6号（宇都宮大学前）〒321-0942
TEL 028(632)5111(代) FAX 028(633)7269
URL:http://www.k-m-c.co.jp/ E-mail :webmaster@k-m-c.co.jp
KMC KNOWLEDGEABLE MANAGEMENT CREATORS
OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD. 奉行21Ver.Ⅱシリーズ

商工会議所かわら版

青年部だより

「将来の宇都宮のために、市と青年部の連携・協働を」
青年部、宇都宮市長と新春懇談会を開催

当所青年部（会長　上野勝弘）は2月1日、佐藤栄一市長を迎えて「新春懇談会」を市内ホテルにて開催しました。

当日は、青年部部員の他多くのビジターを含め総勢50名が出席。佐藤市長を囲み和やかな雰囲気の中で懇談会が行われました。

佐藤市長は、本年が市政110周年を迎える節目の年であることから「宇都宮の魅力や宇都宮らしさを再認識・再発見し、将来への夢や希望の芽を育むことで、新しい宇都宮を創造するためのステップとなる年にしたい」と語りました。4つの重点項目として①1市民と行政の協働によるまちづくりのさらなる推進②活気と賑わいのあるまちづくりと地域産業の活性化③時代潮流の変化に伴い顕在化している課題への対応④もったいない運動の推進、をあげられました。そして「前例や既成概念にとらわれず、常に新しいアイデアや発想を持って、市民ニーズに的確に対応しながら、誰もが幸せに感じられ、後々の世代が誇れるような"首都圏の中枢拠点都市・うつのみや"の実現に取り組んでいく」と抱負を述べられました。

さらに、青年部の今期の委員会活動である「中心市街地の活性化」「LRTの導入・研究」「おもてなしブックの作成・普及」「リーダーシップと宇都宮の将来を担う青年部部員の増強と相互研鑽」にも触れ、「将来の宇都宮のために一体となって、協働で取組んでいきたい。青年部に大きな期待を寄せています」と熱く語られました。

その後、各委員長からの活動報告と現状の課題についてディスカッション、入部間もない部員との意見交換など、時間が許す限り参加者との交流を深めました。

今後青年部は、上野会長の下、各委員会活動を主軸に、将来の宇都宮の発展のため青年部部員一同、一致団結して積極的にかつ率先して活動していきたいと思います。

女性部だより

女性部「新春懇談会」を開催
市発展のために女性パワーを

当所女性部（会長　柿沼光子）は1月30日、市内ホテルに佐藤栄一宇都宮市長を迎え、「新春懇談会」を開催しました。

当日は、約50名の女性部会員が参加。初めに佐藤市長が市政への抱負と取り組みについてお話しをされた後、"女性に期待するもの"と題して、講話をいただきました。

市では現在、宇都宮発展のために市民との対話やまちづくりワーキングを積極的に活用しており、女性の貴重な意見が大いに参考となっていることから、今後も行政に深く関わってもらいたいと期待を力をこめて話されました。

女性部としても、現在「うつのみや活用委員会」、「妖精のまちづくり戦略会議」等に参加しており、佐藤市長からの期待と激励を受け、改めて宇都宮市発展のために積極的に取り組んでいこうと、参加者一同決意を新たにしました。

続いて懇親会では、地元出身のハープ奏者金田くみ子氏の演奏が行われ、楽しいひと時を過ごしました。

Floral Concerto Hanayoshi
◆Floral Concerto［花の協奏曲］の世界へご案内いたします。

■法人様向け装花
■アレンジメント&花束
■プリザーブドフラワー
■ディスプレイ
■胡蝶蘭
■ブライダルフラワー

空間ディスプレイご相談
アレンジメント・花束等のお届け承ります。

フローラル コンチェルト 花吉
宇都宮市簗瀬町1865-1 Calmare宇都宮1F北口正面（宇都宮餃子共和国）
ご注文・ご予約／028-632-8787
営業時間／10:00~19:00

平成17年度「宇都宮商工会議所会員交流会」開催
会員交流会で仲間を広げ、ビジネスチャンスに！

今回の会員交流会は、当所女性部が企画・運営に参画し、会員の目線に立った交流会を開催します。ぜひご参加ください。主な内容は、次のとおりです。

○基調講演
「目指せ！小さな「流企業」
～異業種交流会の活用法～
講師／マノ精工㈱
代表取締役社長　林愛子氏

○企業プレゼンテーション
企業アピールの場として、自社紹介、新技術・新商品の紹介等についてプレゼンいたします。
（参加企業へ50音順）
アド通信㈱、イシカワ技研㈱、イデアキ（IDEAK）、㈲今泉貴金属、㈱小倉製作所、㈱栄運送、㈲フォトジェニック
（1月31日現在）

○企業出展コーナー
（参加企業へ50音順）
アド通信㈱、イシカワ技研㈱、㈱小倉製作所、㈱かましん、㈲きぬ園芸、㈱こうしょう、晃南印刷㈱宇都宮事業部、㈱栄運送、㈱新日本通信、㈱泰明グラフィクス、中国料理点心、ピュアティハート、㈲フォトジェニック、㈲マルト毛食品、松本畳工業㈱
（1月31日現在）

日　時　平成18年2月22日（水）午後1時30分～5時
会　場　宇都宮グランドホテル平安の間（西原町142）
参加申込　・企業プレゼンテーション（締切ました）
・交流会　2月17日(金)締切
・企業出展　2月15日(水)締切
参加費　（当日支払）
1事業所1,000円（会員）、2,000円（非会員）
※企業出展される場合は、非会員は別途1,000円いただきます。
問合せ　当所会員サービス課　☎637-3131

女性部主催セミナー開催

女性部では、厳しい経営環境の中でがんばっておられる女性経営者や家族・従業員等の方々に、より一層前向きに突き進んでいただこうと、現役の心理カウンセラーに"とにかく元気の出る話"をしていただくセミナーを開催します。あわせて、在職老齢年金の活用法についての講演も行います。女性部会員はもちろんのこと、会員以外の方も、ぜひご参加ください。

内容

第1部
テーマ
「経営者のための元気が出る話」
講　師
心理カウンセラー
東京チャージカウンセリング協会代表
波登かおり氏

第2部
テーマ
「オーナー経営者の老後のための在職老齢年金活用法」
～公的年金を上手に活用して、会社のコスト軽減を図りましょう～
講　師
アクサ生命保険（株）ファイナンシャルプランナー
小林　敬氏

日　時　平成18年3月10日（金）
午後1時30分～午後4時
場　所　宇都宮商工会議所　常議員会室
問合せ　女性部事務局（当所会員サービス課）
☎637-3131

「e-天地人」読者募集中！
会員Eメール配信サービス

当所では、平成14年10月から会員サービスの一環として、「会員Eメール配信サービス（e-天地人）」を原則毎月5・20日に配信（臨時配信もあり）しています。（※平成18年1月27日現在、読者登録数551件）

この配信サービスは、商工会議所からのお知らせ情報に加えて、地域経済や観光の話題、「経営ワンポイントアドバイス」などの役立つ情報をご登録いただいた会員の皆様に電子メールで配信するものです。

経営活動の情報源として、ぜひご活用ください。

〈配信内容〉
○地域の経済ニュース、イベント情報、話題など○経済・経営に関する最新のお　役立ち情報
○商工会議所事業のご案内（研修会・講演会・講習会等のお知らせなど）〈サービス案内〉○配信は原則月2回（5・20日）です。※臨時配信もあり○登録できるのは宇都宮商工会議所会員の方です。○登録は〈会員様一メールアドレスとさせていただきます。○受信料は無料です。（ただし、インターネット接続料や回線使用料は含まれません）

〈登録方法〉
当所総務企画課へ申込書をご請求ください。折り返し、申込書を送付します。当方で登録作業完了後、次回分より配信を開始します。

問合せ　当所総務企画課
☎637-3131

企業成長の限界を破る、女性の戦略的活用。

FUJISTAFF FEATURING WOMAN
ff woman

働く女性の能力開発、働きたい女性の就職支援。
フジスタッフは、
女性の社会参加をバックアップ。
ビジネスフィールドでの女性活用を通じて、
企業成長と社会の活性化に貢献します。

フジスタッフ
宇都宮支店　TEL028-633-2051
清原支店　TEL028-670-5411

●ff-woman専用サイトをぜひご覧ください　http://www.ff-woman.com/

専門相談

無料の専門相談です。各分野の専門家が、あなたの相談に応じます。

会　場　法律・発明相談は宇都宮商工会議所内　☎637-3131（代）

■法律相談（毎月第2火曜日）

日　時　2月14日・3月14日
午後1時30分～4時30分

受　付　午後1時～3時（先着10名まで）

内　容　PL法関係、売掛金の回収方法、不渡手形の処理方法、従業員の交通事故、不動産取引など

相談員　弁護士

問合せ　当所産業環境課

■発明相談（毎月第1・2・3金曜日）

日　時　2月17日・3月3日・10日・17日
午後1時30分～4時30分

受　付　午後1時～4時

内　容　特許、実用新案、商標、意匠登録その他発明に関する各種相談

相談員　弁理士

問合せ　当所産業環境課

■企業年金相談

相談日　希望により調整（申し込みは随時受付）

内　容　企業年金、退職金制度導入、組み換えなど

相談員　栃木県ファイナンシャル・プランナーズ協同組合員

問合せ　当所会員サービス課

■税務相談

相談日　希望により調整（申し込みは随時受付）

内　容　所得税、法人税、相続税、その他各種相談

相談員　税理士

問合せ　当所経営支援課

■個人情報保護法対策相談

内　容　個人情報の安全管理と社内整備、適法・不適法確認と改善策、漏えい賠償保険のリスク診断、有事の対応など

受付・回答　「個別相談」受付カードにより相談申込を受付、相談員を派遣またはFAX・電話で迅速に回答

相談員　協力保険会社5社のスタッフ・コンサルタント

問合せ　当所総務部　個人情報保護担当

■シニアアドバイザー専門相談（予約制）

日　時　2月16日（木）
午後1時30分～4時

内　容　創業・経営革新計画の承認など

相談員　中小企業診断士等

問合せ　宇都宮シニアアドバイザーセンター（当所中小企業相談所内）

ビジネス認証サービス

商工会議所の電子証明書をご利用ください

当所では、日本商工会議所の発行する電子証明書の取次業務を行っております。

日本商工会議所の発行する電子証明書は、

①電子入札用電子証明書（1-A）

②各種申告・届出など一般行政手続き用電子証明書（1-E）

③行政書士が行政手続を行う際の資格証明書となる行政書士用電子証明書（1-G）、

の3種類。これらを当所で取次いたします。どうぞご利用ください。

3種類の電子証明書の概要・申込等詳細につきましては、下記ホームページをご参照下さい。

日本商工会議所ビジネス認証サービスHP
http://ca.jcci.or.jp/

〈参考〉
栃木県CALS／ECのHP
http://www.pref.tochigi.jp/cals/

問合せ　当所総務企画課
☎637-3131

「雷都物語」「スーパー雷都物語」

宇都宮商工会議所雷都物語メーカー協議会では、統一ブランド名「雷都物語」のネーミングでメーカーの協力により新商品の開発をしておりますが、新たな名産品をラインアップするために、新商品を募集しています。あなたの会社も、自慢の「こだわりの逸品」で、ぜひ審査にお申込みください。

審査商品　食品
（土産品・贈答品）

審査料　一品1万円

販売先　市内有名百貨店、ろまんちっく村

問合せ　当所産業環境課
☎637-3131
http://www.raito.info/

チャレンジショップ出店者募集

「お店を出したい！」と思っているあなた……　チャレンジショップに出店してみませんか？

「お店を始めたいけど、経験がないから」――迷っているあなた、チャレンジショップで試してみませんか？

当所では、中心市街地の空き店舗を活用して、新規開業・業種転換・中心部への店舗展開等を目指す人たちを集めたチャレンジショップを、平成18年度も予定しております。

詳細については、お気軽にお問合せ下さい。

問合せ
当所街づくり推進課
☎637-3131

平成17年度チャレンジショップ店舗外観

チャレンジショップ卒業生

Tete a Tete（テテ ア テテ）
宇都宮市中戸祭1-1-37

【取扱商品・サービス】
○天然石・ビーズアクセサリー○ステンドグラス○輸入雑貨○カラーセラピー（オーラソーマ）関連商品○教室（ビーズアクセサリー、ステンドグラス）

平成13年度卒業生

店　主
岡村美佐江さん

コメント

趣味でやってたビーズアクセサリー。目に飛び込んできたチャレンジショップの募集記事。「お店かぁ、やってみたいなぁ」という気持ちが高まり、チャレンジショップに出店しました。

チャレンジショップでは、商売の「いろは」を学ぶことができ、また、多くの人たちとの出会いがありましたが、なかでも、お店を通して出会った仲間からは、様々な考え方や見方を学ぶことができました。

あの時、チャレンジショップに出店してなかったら、今このような自分のお店を持つことはなかったと思います。

私にとってチャレンジショップでの経験は、大きな財産となりました。

MAJIMAJI（マジマジ）
宇都宮市中央5-16-1 菊地ビル1F

【取扱商品・サービス】
○オリジナルデザインの婦人服○ニット製品○小物（帽子、ストール、バッグ、ハンカチ、アクセサリーなど）

平成14年度卒業生

店　主
熊谷エミさん

コメント

「自分の技術を生かして、お店を持ちたい！」という夢を実現するため、チャレンジショップに出店しました。

商売をするのは初めてだったのですが、現場で、接客や商品陳列や店舗管理など様々なことをサポートしていただき、商売に関する多くのノウハウを学ぶことができました。

その後、チャレンジショップで学んだ経験を基に、夢であった自分のお店を持つことができました。今でもお客様の中には、チャレンジショップの時からの常連さんが多く来店され、「あぁ…あの時から自分の商売は始まったんだなぁ」と実感し、いつも初心を忘れずがんばっております。

初級簿記講座のご案内

今年も当所主催の初級簿記講座を開催します。簿記をこれからはじめようと考えている方、日商簿記3級を取得しようと考えている方にはうってつけの内容です。

期　間　平成18年4月7日（金）～8月8日（火）予定
（原則毎週火・金曜日）計34回

時　間　各回ともに　午後6時30分～8時30分

会　場　宇都宮商工会議所　会議室

参加資格　市内に居住する方か、市内の事業所に勤務する方（学生は不可）

受講料　12,000円（テキスト代込み）

申込み方法　所定の用紙に必要事項を記入の上、当所窓口に直接お申込下さい。（本号「天地人」折込チラシ参照。）

問合せ　当所経営支援課　☎637-3131

元気な職場のユニフォームご提案致します!!

ユニフォームは、効く！

ユニフォームは、いわば仕事で最高のパフォーマンスを発揮するための「舞台衣装」です。着用することでパーソナルな存在からパブリックな存在に変わる、自分の中のプロ意識をめざめさせるためのスイッチともいえます。（中略）

たかがユニフォーム、と思うかもしれません。しかし、そんなところにこそ「働きがい」を左右する大きなカギが隠されているのです。ユニフォームは、効く！

（「ユニフォーム力」「ユニフォーム力」創造委員会・編より）

ユニフォーム
企画・販売・レンタル
株式会社 アオショー
〒320-0851 宇都宮市鶴田町1544-3
TEL 028-648-8888
FAX 028-648-8883
E-mail:uniform@aosho.co.jp

無料納税相談

ご利用ください、税理士による無料納税相談

当所では、個人事業に係わる所得税（土地建物や株式等の譲渡所得を除く）および消費税の確定申告書作成のための無料相談会を開催します。

申告に必要な書類（記入済みの決算書、帳簿や請求書、税務署から送付された確定申告書、印鑑、社会保険の領収書、各種の控除証明書など）を持参してください。その場で作成できます。

詳細についてはお問い合わせください。【融資額】550万円以内のほか別枠450万円以内（別枠は平成18年3月31日まで）【返済期間】運転5年以内、設備7年以内（うち据置6か月以内）【金利】1.50%（1月19日現在）※金融情勢により変動

問合せ　当所経営支援課　☎637-3131

【日　時】3月6日（月）～8日（水）
午前9時30分～12時30分
午後1時30分～　4時30分
※完全予約制
【会　場】当所会議室
【相談員】関東信越税理士会
宇都宮支部所属税理士

申込・問合せ　当所経営支援課　☎637-3131

宇都宮商工会議所ビジネスローン

2月より新たに三菱東京UFJ銀行が「会員向け特別融資制度」の取り扱い金融機関として加わります。（法人企業のみ対象）

当所会員で、会費を完納しており、各種税金の滞納の無い方であれば、お申し込みが可能です。金利や手数料などが優遇されますので、ぜひご利用ください。

申し込み方法等、詳しくは下記の提携8金融機関または、当所担当課にお問い合わせください。

提携金融機関と会員メリット

○**足利銀行**☎626-0526手数料無料または金利0.2%優遇（商品により異なります）○**鹿沼相互信用金庫**☎624-2251会員向けオリジナル商品○**烏山信用金庫**☎636-6611金利0.25%優遇○**群馬銀行**☎634-7181金利0.2%優遇、審査結果を原則翌営業日に回答○**商工中金**☎633-8191金利0.1%優遇○**栃木銀行**☎633-1241金利0.2%優遇○**栃木信用金庫**☎633-2111金利0.25%優遇○**三菱東京UFJ銀行**☎621-9231手数料無料金利0.25%優遇

当所ビジネスローンHP
http://www.u-cci.or.jp/business-loan/
問合せ　当所経営支援課　☎637-3131

マル経貸付

マル経貸付は無担保・無保証

人の、国の融資制度です。宇都宮市内で1年以上事業を営み、商工会議所の経営指導を原則6か月以上受け、事業の改善に取り組んでいる方で、次の条件を満たしている方がご利用いただけます。

①【従業員数】小売・卸売・サービス業は5人以下、製造業・その他の業種は20人以下　②【税金完納】※部、制約があります。

栃木県中小企業再生支援協議会

早期着手・迅速再生!!

「債務超過などの財務上の問題はあるが、自助努力で再生を図ろうとする中小企業」「厳しい経営状況だが、将来的に改善の可能性のある中小企業」**各分野の専門家が支援します。**

【専門家】中小企業診断士・弁護士・公認会計士・税理士・工業技術アドバイザー等

問合せ　栃木県中小企業再生支援協議会　当所経営支援課　☎610-4110　☎637-3131

ご相談

第一次対応
専任アドバイザーによる窓口相談
・財務諸表等により現状分析
・支援施策の紹介
・企業再生の可能性の検討

再生の可能性あり

第二次対応
再生（改善）計画の策定支援
・専門家チームによる支援
・計画に基づく資金調達の支援
・計画の進捗状況のサポート

企業再生

商工会議所共済制度

ふれあい共済リニューアルを検討中

ふれあい共済を、高年齢者の定年延長や継続雇用に対応した魅力ある制度とするため、リニューアルを検討しています。

問合せ　当所会員サービス課　☎637-3131

商工会議所共済制度　共済推進員紹介⑩

第10回目は、アクサ生命保険（株）宇都宮営業所の蓬田 悦男さんです。

Q 自己紹介をお願いします。

A 入社して6年目を迎えます。10年以上の社歴の先輩が沢山いらっしゃるので、歳はとっていますが社内では若手です。

モットーは『顧客第一主義』。お客様とじっくり話し合い、場合によってはお客様自身がわからないリスクやニーズを確認させていただき、会員の皆様のお役に立ちたいと思っています。

見てくれはちょっと危ない感じですが（人からよく言われます）、付き合えばいい男です（自己評価です）。相談だけでもOK。どんな相談でも乗らせていただきます。

今後も顧客第一主義で活動させていただきますので、会員の皆様、宜しくお願い申し上げます。

火災共済制度

栃木県火災共済協同組合の火災共済が、中小企業者を力強くバックアップ!

【特長】①営利を目的としないので掛金が安く、経費の節減に役立ちます。②万一の場合、直ちに査定を行い、簡単な手続きで共済金を支払います。③剰余金が発生した場合は、利用分量配当金などで契約者に還元されます。④質権設定ができます。

【加入資格】⑤出資金（1口／1,000円）を払込んで組合資格を得ていただきます。

問合せ　当所会員サービス課　☎637-3131
栃木県火災共済（協）　☎637-3730

集団扱自動車保険制度

保険料が5%OFF!お得な自動車保険です!

当所では、会員事業所に対するサービスの一環として、「集団扱自動車保険」を取り扱っています。この制度は、一般の年払いと比べて、保険料が5%安くなるため、多くの会員事業所の皆様にご利用いただいております。

【特色】◎対象車両／会員事業所の社有車、役員および従業員のマイカー。◎保険料が割安／一般の年払いと比べ、保険料が5%安くなります。◎無事故割引の継承／他の保険会社から切替えても無事故割引が継承できます。

各社固有の商品特色がありますので、各社にお問い合せください。

問合せ
富士火災海上保険　☎633-5230
三井住友海上火災保険　☎634-0111
あいおい損害保険　☎635-6601
当所会員サービス課　☎637-3131

休業補償プラン

万が一のケガや病気に、心強い補償制度です。

当所では、会員事業所に対するサービスの一環として、「休業補償プラン」を取り扱っています。

この「休業補償プラン」は、ケガや病気により就業不能の場合に減少する所得を補填するものです。医師の治療を要し、業務に従事できない状態であれば、入院時だけでなく自宅療養の場合も補償してくれるうれしい制度です。

【特色】◎商工会議所ならではのスケールメリットを活かした団体割引が適用されます。◎加入手続きが簡単です。◎天災による就業不能も補償されます。

各社固有の商品特色がありますので、各社にお問い合わせください。

問合せ
三井住友海上火災保険　☎634-0111
あいおい損害保険　☎635-6601
東京海上日動火災保険　☎633-9920
損害保険ジャパン　☎627-8056
日本興亜損害保険　☎636-7781
当所会員サービス課　☎637-3131

社員研修　http://kensyu.matisse.co.jp/
御社のパソコン業務の安定と向上に役立つマチスのパソコン研修をおすすめいたします。
研修は月額1万円からの定額研修です。
研修ソフト
OA　：Word, Excel, PowerPoint, Access
CAD　：Auto CAD,VectorWorks, JW-CAD,CATIA
DTP　：Illustrator, Photoshop,QuarkXPress
WEB　：Dream Weaver,Flash,FireWorks
IT　：Java,C言語,Linux,CCNA
◆お問い合わせ・お申し込み◆
http://www.matisse.co.jp　他首都圏15校！
マチスアカデミー
●宇都宮校●
TEL028-649-9831
mail：utsunomiya@matisse.co.jp
〒321-0964
栃木県宇都宮市駅前通り3-1-16　KK第2ビルF7

資格・実務講座　http://www.matisse.org/
パソコンとインターネットがあれば24時間いつでも何度でも受講できる最新の通信教育です。
コース一覧
ビジネスマナー、ビジネス文書の書き方、ビジネスでの話し方、簿記1級、2級、3級、秘書検2級、3級、販売士、宅建、FP、決算書の読み方、社労士、第2種電気工事士、電験3種、DD第1種試験、第1種陸上無線、シスアド、製図、色彩検定、保育士、ケアマネジャー、ペン習字、TOEIC、中国語、他
ホームページ制作代行　マチスWebクリエイト
ホームページの作成や更新をご希望に沿って行います。お見積もりは無料です。すでにホームページをお持ちの方にはアクセスアップの為のSEO対策を行なうことも可能です。　http://www.matisse.co.jp/web create/　Tel 03-3985-5411　担当　内藤

機密文書 出張処理サービス
機密情報が流出するのは社内放置と信頼性の低い業者による廃棄がほとんど。
「ナカダ」ならご担当者立ち会いのもと
安心・安全・確実に機密保持が図れます。
必要な時に必要な量だけ、電話1本で出張裁断いたします。詳しくはお問い合わせください。

SDM Secret Documents Management
オフィスの情報セキュリティとリサイクルはナカダの「SDM」におまかせください。
一般廃棄物、産業廃棄物収集運搬業・産業廃棄物中間処理業　ISO9001認証取得　http://www.nakada.tv　E-mail:n.info@nakada.tv
仲田総業株式会社　ご相談お問い合わせ　☎028-635-2151（代）　〒321-0111 栃木県宇都宮市川田町836-3

メンバーズパーク
Member's Park

●会員情報局●

会社名	(株)かましん
業　種	スーパーマーケット
代表者	代表取締役　若井　勲さん
所在地	宇都宮市野高谷町581
電　話	028-667-6661
H　P	http://www.kamashin.co.jp/

県内で15店舗のスーパーマーケットを展開している当社。このたび清原テクノ店オープンに伴い、本部を移転しました。地元に密着した"おかずや"として「地域の人に年間を通して安定した鮮度の商品を届けること」を使命としています。台風の日も、猛暑の日も、1年365日通して、常に同じレベルで安定した商品を提供できるのは、社員一人ひとりの努力があるからだと自負しています。今後も地域のお客様の食生活を豊かに支えるために、「あんな店が近くにあったらいいな」と思っていただける店になることを目指して、顧客満足とともに従業員満足も図っていきます。

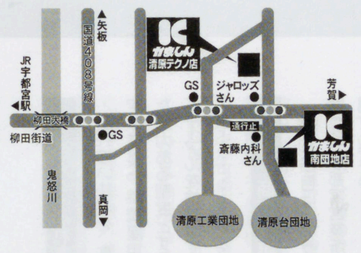

清原テクノ店　平成17年10月オープン
南団地平店　平成18年3月リニューアルオープン予定

本部移転に伴い、テナント募集

問合せ　(株)かましん　総務課　石島／橋本
☎667-6661　FAX667-1635

会員の皆様と
止まらず走っていきます!
－会員入会ご希望の方をご紹介ください－
宇都宮商工会議所　ご連絡先：会員サービス課
☎637-3131　FAX634-8694

商いり柳

第101回 荒井 宗明選

街角に関所の如く赤い羽根
〈評〉土地っ子だけが通る抜け道。
江部 政司（江部酒店）

遠慮したことを悔いてる帰り道
〈評〉時計眺めて腹の虫鳴く。
山口 実（農業）

酒煙止めて男の割烹着
〈評〉研ぎ澄ました出刃の切れ味。
福士 美枝子（いずみ食堂）

セーターの胸へ目がゆく事務机
飯塚 藤（無職）

表札を掛けてローンと向かい合う
田部井 剛一（無職）

携帯を持って年寄り若返る
大塚 栄子（主婦）

冬至の湯妻も柚子の香匂わせる
鈴木 芙美子（主婦）

冬の陽を集て甘き柿すだれ
佐藤 由紀（主婦）

母の咳電話の話きれぎわに
伊東 一（主婦）

初霜の予報に響く花鋏
宮田 ミチ（主婦）

入賞者10名に楯を贈呈
第9回年間表彰式

会報「天地人」商い川柳コーナーの年間表彰句10句が決定し、まもなく会頭室で表彰式を行いました。入賞者には篠郁夫会頭から選者の荒井宗明先生揮毫による表彰句を刻した楯が贈られました。

平成17年2月号から12月号までの投稿数は606句で、そのうち会報に掲載された110句の中から選考されました。

会頭賞
駒場 せつ子「夫唱婦随夫も同じ薬飲む」

優秀賞
田中 来川
伊藤 王子
江部 政司
笹沼 秀臣
福士 美枝子
鈴木 芙美子
大塚 栄子
鶴牧 美佐子

専務理事賞
古内 かほる（敬称略）

ネットワーク工程管理システム《Work Planner》

エクセルをベースにしたシステムだから操作が簡単
CADのような面倒な操作がないから即稼働
週間、月間（1～12ヶ月）工程表が作成できるので打ち合わせも安心
保存ファイル形式がエクセルだから他のパソコンでも参照可能
現場代理人の皆様にぜひご覧になっていただきたいソフトです。

Work Planner
定価／102,900円（税込み）5ライセンスパック
動作環境／本体：WINDOWS 2000/XP(DOS/V機)
Excel2000～2003インストール済
提供媒体／CD-ROM
体験版は、こちらからダウンロードしてください。
http://www.noahnet.jp/workplanner/

ノアのコンサル事業

企業力・企業の信頼性向上を図りませんか？
■ISO9001・14001認証取得
■情報セキュリティ認証取得関連
（Pマーク認証取得・ISMS認証取得）
■ITシステムコンサルタント

FUJITSU パートナー
NOAH Network Originality Agility Super solution
株式会社 ノア　宇都宮市宝木町1-40-3
TEL 028-621-5995／FAX 028-625-2895
★http://www.noahinc.co.jp　★E-mail:info@noahinc.co.jp

天地人 Interview
今月の匠 第2回

中川善一郎（なかがわ・ぜんいちろう）さん
大正12年、宇都宮市生まれ。昭和19年、栃木県立宇都宮商業学校（現・栃木県立宇都宮商業高等学校）卒業。昭和20年、中川染工場に入社し家業を継ぐ。明治以来の伝統の技、"宮染め"を守る。現在はただひとつの工場である、宇都宮染色組合長。

同じ型紙で同じように染めても、人によっていい・悪いが出る。そこが職人の感性でしょうね。

取材にお伺いすると、高いやぐらから鮮やかに染め上がった布が、風にたなびいている光景が、目に飛び込んできました。敷地内のそこかしこに、長短さまざまの布が、それぞれ美しい色合いに染められて干されています。テレビなどではよく見る光景ですが、宇都宮市内で実際にこの目で見られるとは思ってもみませんでした。

「戦後すぐまでは他にもありましたが、今では昔ながらの染物工場は、私どもだけになってしまいましたね」

株式会社中川染工場の三代目として、82歳の今も現役で毎日働いておられる中川善一郎さんは、少し寂しそうです。

中川さんの祖父が、田川のほとりで染色を始めたのは、明治38（1905）年のこと。この年は日露戦争の真っ只中で、五月には有名な日本海海戦が行われています。

中川さんといえば、伝統の「宮染め」を守る"匠"として、マスコミにもたびたび取り上げられています。けれどもご本人は「宮染めと言っても、要は宇都宮でやっている染物だから"宮染め"。特に変わったことは、無いんですよ」と、あっさりおっしゃいます。

一般に染物は①布に型紙をあて、刷毛で糊を塗る②染料をつけ、糊のついていない部分に色を染み込ませる③糊を洗い流す——という三つの工程を経て、できあがります。

「うちもその通りです。何も特別なことはやっていません。ただ、その工程の各所に、コツと言いますか、勘所があります。それを一つ狂わせると、うまく上がりません」

さらりとおっしゃる言葉の裏側に、中川さんの身体に文字通り"染み込んだ"技がうかがえます。

中川染工場の主なお客は、東京や京都、大阪、浜松などの問屋。県内からの注文はあまりないとのこと。全国的に染色工場は少なくなっており、同社のような確かな技術のある工場は、貴重な存在です。

「ありがたいことに、このところ若い人も入ってくれます。私の孫も働いていますが、こういった伝統の技に後継者ができるのは、うれしいことですよ」

さすがに現在は自ら染めることはないそうですが、毎日必ず工場に立って、指示やアドバイスを行う中川さん。"宮染め"の本当の"技"は、染物を愛し現場を愛する、中川さんの心なのかも知れません。

株式会社 中川染工場
〒321-0967 宇都宮市錦1-十目562
☎621-0571(代)

東武宇都宮百貨店 美術催事のご案内

戸塚刺しゅう展
2月23日(木)～28日(火)・4階 特別サロン
全国規模で展開する戸塚刺しゅう協会宇都宮支部の展覧会を開催いたします。今回は、「春色の風にのって」をテーマにした作品を中心に、製作道具、本、材料まで一堂に販売いたします。

戸塚 貞子 制作「星のサーカス」

●中川原 哲治・惠子 染織布展　2月15日(水)～21日(火)・7階 美術画廊
●栃木の院展創成者たち　2月23日(木)～3月7日(火)・7階 美術画廊
※催事内容・出品作家など、一部変更になる場合がございます。※各催事の最終日は、午後4時にて閉廊。

TOBU
宇都宮 東武
宇都宮市宮園町5-4 〒320-8560 TEL代表/028-636-2211
http://www.tobu.co.jp/utsunomiya/
営業時間：午前10時～午後7時
金・土・日・祝日は午後7時30分まで営業
休業日のお知らせ：2月22日㈬

大正初期の宇都宮駅

Once upon a time in Utsunomiya

宇都宮駅

一枚の絵葉書から

石井敏夫コレクションより

第2回

一八七二（明治五）年十月十四日、日本で初めての鉄道が、品川～横浜間に開業した。当時、鉄道は陸蒸気と呼ばれ、黒煙と火の粉を降り撒きながら走り行くその勇姿はまさに文明開化のシンボルであった。しかし、その運賃は片道上等一円五十銭、中等一円、下等五十銭と庶民の足には程遠い金額だった。

東北本線の原形となる大宮～宇都宮間に、日本初の民間鉄道会社である日本鉄道会社の手により鉄道が開通したのは、それから十三年後の一八八五（明治十八）年七月十六日のこと。開通と同時に開業した宇都宮駅は、町民の理解が得られず市中心部から遠く離れた、人家もまばらな田川東岸の原野に建設された。物資の集積地から単なる通過地に変わり、商工業の衰退につながるというのが、その理由であった。駅舎は木造平屋建てで、乗降場には跨線橋もなく、宮の橋が架けられたのはその翌年のことである。

土蔵造りの民家が残る宮の橋付近

開通式には、参議伊藤博文、井上鉄道局長らが上野発午前八時四十分の一番列車で出発、栗橋で下車。まだ橋が架かっていなかった利根川を渡船し、出迎えの樺山県令と共に中田から汽車を乗り継ぎ、午後一時三十八分に宇都宮駅に到着した。駅前には多数の町民が集まり開通を祝った。列車の到着に合わせて盛大な花火が打ち上げられたいう。

開業当時、駅員は駅長以下九人。乗客は一日六十人程度だった。当時の記録によれば、宇都宮～上野間に上下各二本の列車が運行し、運賃は米一升五銭の時代に一番安い下等でも一円五十銭、所要時間は四時間四十分を要したと記されている。

現在のJR宇都宮駅

春の引越キャンペーン

ご成約いただいたお客様の中から抽選で
東京ディズニーリゾート®へご招待！
キャンペーン期間：2006年1月1日（日）～2月28日（火）

© Disney

お見積り無料。まずはお電話を!!
0120-154022（ひっこしはにっつう）
With Your Life 日本通運（株）宇都宮支店 NIPPON EXPRESS
〒321-0964
宇都宮市駅前通り1丁目2番5号
URL:http://www.nittsu.co.jp

●ビジネススケジュール● 宇都宮商工会議所カレンダー 2006 2月~3月 如月—弥生

日	月	火	水	木	金	土
2月5	6	7	8 針供養	9	10 天地人2月号発行 初午	11 建国記念の日
12 珠算・段位・暗算検定試験	13	14 法律相談（P11）	15 販売士検定試験（1・3級）	16 シニアアドバイザー専門相談（P11）	17 発明相談（P11）	18
19 ビジネスコンピューティング検定試験（2級） 雨水	20 「e-天地人」配信	21	22 会員交流会（P9） ふれあい共済等口座引落日	23	24	25
26 簿記検定試験（2級～4級） 八坂神社太々神楽	27	28	3月1	2	3 発明相談（P11） 上巳の節句 雛祭	4
5 ビジネスコンピューティング検定試験（3級） 啓蟄	6 宇都宮地区雇用協会「会員情報懇談会」 「e-天地人」配信	7 無料納税相談（~8日）（P12）	8 ふれあい共済等窓口入金締め日	9 女性部正副会長会議・役員会	10 発明相談（P11） 女性部セミナー（P9） 天地人3月号発行	11

うつのみや歳時記

十日　初午　二月最初の初午の日に、五穀豊穣を祈って稲荷神社に供物を捧げる。栃木県ではシモツカレと赤飯を供える。シモツカレの材料は、正月の残り物を使うところに特徴がある。郷土料理の代表といってよい。

お稲荷さんへ、ワラトにシモツカレと赤飯を入れてお供えする。（柏村祐司氏提供）

二十六日　八坂神社太々神楽　八坂神社は、宇都宮宗円が城を築く際、その鬼門にあたる丑寅の方角に鬼門除として神明宮を建立したことに始まる。太々神楽は二月最終日曜日に行われる春祭りと、十一月二十三日の秋祭りに奉納される。出雲流神楽の流れを汲むといわれる。（宇都宮市無形文化財）

三月三日　上巳の節句　雛祭　桃の節句。雛祭りに代表される女子の祭りで、長女が生まれると「初節句」と称して盛大に祝う。また、この日は農作業の開始を控えた物忌みの日として終日仕事を休んだ。節句にはこの日のほか正月七日の人日、五月五日の端午、七月七日の七夕、九月九日の重陽がある。

Cartier Chopard
DAMIANI
ROLEX
BIBIGI
OMEGA
GAREL
NINA RICCI
JEWELER
CHINO
ジュエラー チノ
栃木県宇都宮市大通り2-3-5 日神ビル宇都宮1・2F
TEL028-632-3057／FAX028-634-0835
営業時間：AM11:00～PM7:00／定休日：火曜日

TEPCO La FONTE

中心市街地で文化発信を！ La FONTEを利用しませんか？

平成三年にオープンしたTEPCO La FONTE（テプコ ラ フォンテ）は、東京電力が企業メセナの一環として設置したイベントスペース。平成13年に「SWITCH！オール電化」PR館としてリニューアルされましたが、オープン当初からのギャラリー、アトリエは継続して設置され、多くの市民に利用されています。

小林伸一館長は「La FONTEはイタリア語で泉という意味。『宇都宮市に文化の泉を』との願いからつけられたそうです」とおっしゃいますが、その志は現在も受け継がれています。

利用できる施設は、約70平方メートルの「アートギャラリー」と約60平方メートルの「アトリエ」、そして入り口近くにあって約70席が可能な「ロビー」の三つで、いずれも利用は非営利に限られています。

「最近は、中心市街地が元気がないせいか、利用者が少な目です」と残念そうな小林館長。「地域活性化のためにも、ぜひ多くの人に使っていただけたらと思います。お申し込みは三か月前までになっていますが、それを過ぎてしまった場合でも、まず一度ご相談下さい」

手軽に利用できる中心部のイベントスペース「La FONTE」。あなたも文化発信をしてみませんか？

◎アートギャラリー
絵画、書道、写真、手工芸など個人や趣味のサークルなどでの展示に適しています。
【展示期間】毎週木曜日～火曜日（6日間）
【料金】18,900円（税込み）6日間

◎アトリエ
絵画、書道、写真、手工芸など個人や趣味のサークルなどでの展示に適しています。
【展示期間】毎週木曜日～火曜日（6日間）
【料金】12,600円（税込み）（6日間）

◎ロビー
ピアノ演奏や器楽演奏、コーラスなど個人や趣味のサークルの発表会に適しています。
【使用期間】土曜日・日曜日
（時刻はご相談ください）
【使用料金】無料
【申込】ご利用の約3か月前まで

お問合せ・お申し込み テプコ ラ フォンテ
宇都宮市馬場通り1-1-11 TDビル1F
☎627-3317 **開館時間**10:00～18:30
毎週水曜日休館（祝祭日の場合は翌日）

税務署からのお知らせ

確定申告書は、自分で書いてお早めに郵送などで提出を。

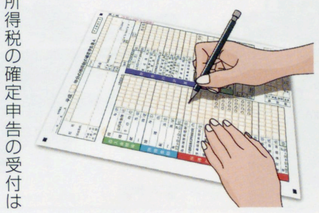

所得税の確定申告の受付は2月16日(木)から、また贈与税の申告の受付は2月1日(水)からです。いずれも、申告と納税は3月15日(水)までです。

国税庁ホームページで所得税の確定申告書が作成できます。アドレスは http://www.nta.go.jpです。

ここで印刷した申告書はこのまま税務署に提出できます。申告書の用紙を入手する必要はありません。

納税は、安全便利な振替納税をぜひご利用ください。

国税庁HP
http://www.nta.go.jp

問合せ
宇都宮税務署
☎621-2151（代）

健康うつのみや21 ⑪

心臓病予防は生活習慣の改善と健診受診がカギ（「環境器病分野」の取り組み）

2月は生活習慣病予防週間です。

虚血性心疾患（狭心症や心筋梗塞など）は、食事や運動、喫煙などの好ましくない生活習慣の積み重ねが発症の引き金になっています。また危険因子となる高脂血症、高血圧、糖尿病もその多くは生活習慣が原因で発症します。

多くの場合、虚血性心疾患は動悸や息切れなど、前兆の症状があります。それを加齢によるものと思い、見過ごしてしまう人が多いのです。

また、狭心症の症状は胸痛と思っている人も多いのですが、痛みはなくても胸が重苦しいといった胸の違和感があった時は、まず専門の医療機関に相談しましょう。

40歳を過ぎたら年1回の定期健診を受けるとともに、高脂血症や高血圧、糖尿病などがある場合は、その治療にしっかり取り組むことが大切です。そして日頃の生活習慣（適正体重、適度な運動、減塩など）を見直しましょう。

問合せ
宇都宮保健所 健康増進課
☎626-1128

社長様へ 後継者問題をご相談ください

まずは、ご相談ください！

そろそろ引退したい
後継者がいない
従業員の雇用を守りたい
事業の将来が不安
設備投資に踏み切れない
競争が激しくなった
M&Aで解決できます

樋口会計
M&A情報センター
宇都宮市北一の沢町16番地7号
Tel 028-622-0135
メール無料相談 htax@alto.ocn.ne.jp
（秘密厳守）

頭の体操をはじめよう！ クロスワードパズル

A～Eの文字を組み合わせて、ある言葉を作ってください。《ヒント》ついに始まりました。さて、どう対応して行きましょうか。※正解は次号に!!

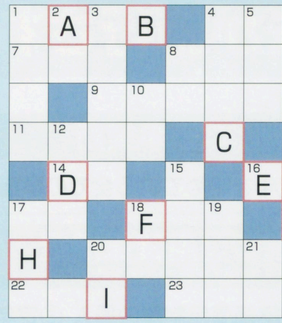

●タテのカギ
1.いわば国の借金証書のようなもの
2.あなたは食べますか。米国産の○○の肉
3.ピンラディンは国際○○○○○だそうで
3.神社などで運勢を占う札
5.兄や姉の○○○を着るなんて、今は昔のこと
6.○○の一声
8.七福神のエビス様が抱えている魚
10.「オレオレ○○」や「振り込め○○」の手口も一段と巧妙に
12.この頃は○○○回帰が増えているとか
13.韓国発祥の空手のようなスポーツ
15.『リバイアサン』を著したイギリスの思想家
17.「チャンス到来!」を日本語で言えば
18.「まだ○○の口じゃないか！ もう一軒行こう」
19.冬季オリンピックの開催地は?
20.「○○物行政」はもうゴメン!
21.○○にはまって、笑いが止まらない

●ヨコのカギ
1.株価上昇が景気○○○○につながるか?
4.滋賀県の県庁所在地は?
7.北海道東部にある○○○湿原
8.鳥インフルエンザに対応する薬といわれる
9.「3R」とは「リデュース」「リユース」それとこれ
11.地中海あたりで見られる常緑高木。ゴッホも絵の題材に
14.会計監査の結果、大量の○○不明金が見つかった
16.お酒の飲めない人を俗にこう言う
17.あまり○○をつめてやると体をこわすよ
18.帆で進む船。太平洋を横断した人も
20.次世代の主流となるか○○○○○○車
22.日銀は国の○○○番
23.ゲレンデでは、スキーと共にこれを楽しむ人が増えた

●回答をハガキ、またはメールで住所、氏名明記の上、宇都宮商工会議所「天地人」担当（下記）までお寄せ下さい。正解者の中から5名様に500円分の**クオカード**を差し上げます。
締め切り 2月28日到着分まで。
当選発表は、発送をもってかえさせていただきます。

先月号の答え：テンチジン

応募先 〒320-0806 宇都宮市中央3-1-4 E-Mail:info@u-cci.or.jp
※個人情報保護法に基づき、データは上記目的以外には使用いたしません。

わたしの一冊

「一流建築家の知恵袋 マンションの価値107」
雑井民朗 著 講談社 880円（税別）

自らも一級建築士として、いくつものマンション設計を手がけた著者が「マンションを購入する際のチェックポイント」について書いた本です。2003年6月発行と、少し前の本なのですが、昨年から宇都宮市でもマンション建設が本格的に増加していますし、耐震偽装マンション問題など社会的な大事件も起きていますから、今こそ読まれるべき内容ではないでしょうか。

この手の本は評論家やインテリア関係、不動産関係の人が手がけることが多く、実際にマンション建設を手がけた人による出版は、意外と少ないかも知れません。本書は「モデルルームでマンション購入を判断するな」「設計の質は、トイレを見ればわかる」「電気容量は60アンペアのものを」など、現場人だからこその詳細な指摘・サジェスチョンに満ちており、ついつい読みふけってしまいます。

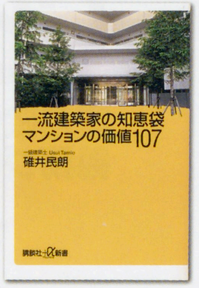

マンションだけでなく住宅購入を考えている人にも役立つ内容。「しまった！」と慌てる前に、まず「何を見ればいいのか」を勉強してみてください。

心に潤いをミュージアムガイド

◎栃木県立美術館 ☎621-3566
企画展 古川龍生 田園のまどろみ、都会のまぼろし
3月21日（火・祝）まで
小山市出身の木版画家古川龍生（1893～1968）の初期作品から
一般＝800円／大高生＝500円／中学生以下無料

◎宇都宮美術館 ☎643-0100
企画展 渡辺安友展 4月9日（日）まで
本年90歳になる渡辺安友の初の回顧展。
戦前の初期作品から現在まで、日本画のみならず、晩年の墨絵や水彩、スケッチ等、渡辺の多彩な画業を紹介。
一般＝600円／大高生＝400円／中小生＝200円

◎栃木県立博物館 ☎634-1311
テーマ展 土のひみつ 3月31日（金）まで
一般＝250円／大高生＝120円／中学生以下無料

天地人 題字：藤井 清 名誉会頭 揮毫
vol.509 平成18年2月10日発行
発行所 宇都宮商工会議所
〒320-0806 宇都宮市中央3-1-4
☎028-637-3131 FAX028-634-8694
http://www.u-cci.or.jp
編集発行人 野澤不二夫
編集・制作 有限会社 随想舎

©宇都宮商工会議所
本紙記事・写真・イラストなどの無断転載を禁じます。

〈「天地人」由来〉
「天に星、地に花、人に愛」を採用し、天を「荒山神社」、地を宇都宮城、人を市民の和にそろえて宇都宮の豊かな自然環境、歴史的風土を考察して名づけました。

後編記事

今月の巻頭特集は商法制定以来の大改正といわれる「新会社法」を取り上げました。今回はそのパート1として、"創業・起業編"をお届けしましたがいかがでしたか？今回の改正内容は、多くの中小企業者に関連のある身近なものになっています。この大改正を受け身ではなく、企業の成長のために積極的に活用してみてはいかがでしょうか？

2月の研修のご案内
「労務管理からの問題点」
■日時／2月16日（木） PM2:00～PM4:30
受講生の皆さんにやさしく・わかりやすくご説明いたします。
Nabeshima Labor Management Office
お申し込み・お問い合わせ
鍋島労務管理事務所
所長 鍋島勝子
〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2
TEL 028-635-9752／FAX 028-635-9298
E mail:nabeshima@mte biglobe ne jp

宇都宮商工会議所会報 天地人
平成18年2月10日(毎月10日発行)
昭和43年4月11日第三種郵便物認可

事業主の皆様へ
改正高年齢者雇用安定法が施行されます。

4月1日より 65歳までの 雇用確保が段階的に 義務づけられます。

対象となる事業所

65歳未満の定年を定めている全ての事業所

高年齢者雇用確保措置
（下記いずれかの措置を講じる必要があります）

①定年の引き上げ ②継続雇用制度の導入 ③定年制の廃止

①65歳までの定年の引上げ＝65歳までは段階的に制度化することができます。
（定年の年齢は60歳を下回ることはできません）

②継続雇用制度　＝現に雇用している高年齢者が希望するときは、定年後も引き続いて雇用する制度です。

◎1 継続雇用制度は、大別して次の2種類に分けられます
- ●再雇用制度➡定年によりいったん退職し、引き続いて再雇用する（更新可）
- ●勤務延長制度➡定年に達した際、従前からの雇用契約を終了することなく雇用を継続する

◎2 労使協定で継続雇用制度の対象となる労働者の基準を定めることも可能です（これについては、特例として、②の措置をとったものと認められます 3～5年）

	60	61	62	63	64	65(歳)
平成18年4月1日～平成19年3月31日		62歳まで				
平成19年4月1日～平成22年3月31日			63歳まで			
平成22年4月1日～平成25年3月31日				64歳まで		
平成25年4月1日～					65歳まで	

わからない どうしたらいいの？

事業主の皆様の？にお答えします。

高年齢者雇用確保措置導入に関する

① セミナーの開催　② 研修会　③ 個別指導（経費は不要です。申し込み随時）

詳しくは、宇都宮商工会議所産業環境課にお問い合わせください。

☎028-637-3131

発行所 宇都宮商工会議所　編集兼発行人 野澤不二夫
〒320-0806 宇都宮市中央3-1-4
TEL 028-637-3131
FAX 028-634-8694
http://www.u-cci.or.jp
定価150円